

|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      |                  |           |                   |  |                  |                                |                |  |
|---------------------|-----|--------------|-----|---|--------------|-------|-----|------|------|------------------|-----------|-------------------|--|------------------|--------------------------------|----------------|--|
| 総務部長<br>決裁          |     | 役務等支出負担行為要求書 |     |   |              |       |     |      |      | 調達要求<br>番号       |           | 艦修<br>8           |  | 科                | 項                              | 艦船整備費          |  |
|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      |                  |           |                   |  | 目                | 目                              | 艦船修理費          |  |
|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      |                  |           |                   |  | 目                | 細分                             | 艦船修理費(艦船整備・雑役) |  |
| 要 求 欄               |     |              |     |   |              |       |     |      |      | 年 月 日            |           |                   |  | 調 達 欄            |                                |                |  |
| 会 計 課               |     |              |     |   | 関係課<br>(室)   | 要 求 元 |     |      |      | 室 長              |           | 補 佐               |  | 係 長              |                                | 係              |  |
| 課 長                 | 室 長 | 補 佐          | 係 長 | 係 |              | 課長等   | 補 佐 | 供用官  | 係    |                  |           |                   |  |                  |                                |                |  |
|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      | 契約方式             |           | 一 般<br>指 名<br>随 意 |  | 根拠法令             | 会計法第29の3 第 項<br>予決令第 条 第 項 第 号 |                |  |
| 行 為 名 称             |     | 算 出 内 訳      |     |   | 時期、場所、人員、その他 |       |     |      |      | 契<br>約<br>方<br>式 |           | 一 般<br>指 名<br>随 意 |  | 根拠法令             | 会計法第29の3 第 項<br>予決令第 条 第 項 第 号 |                |  |
| 機動船14.16.17号年次検査・修理 |     | 一式           |     |   | 仕様書のとおり      |       |     |      |      | 選<br>定<br>業<br>者 |           |                   |  | 契<br>約<br>条<br>件 |                                |                |  |
|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      | 予<br>定<br>価<br>格 |           | 総 額               |  | 算 出 の 基 礎        |                                |                |  |
|                     |     |              |     |   |              |       |     |      |      |                  |           |                   |  |                  |                                |                |  |
| 総 額                 |     |              |     |   |              |       |     |      |      | 調達説明<br>日 時      |           | 年 月 日 時 分         |  |                  |                                |                |  |
| 備考                  |     |              |     |   |              |       |     |      | 入札日時 |                  | 年 月 日 時 分 |                   |  |                  |                                |                |  |
|                     | 課室名 | 訓練課舟艇係       |     |   | 要求者氏名        | 伊藤 肇英 |     | 電話番号 | 2600 |                  |           |                   |  |                  |                                |                |  |

## 仕 様 書

|                      |     |             |       |
|----------------------|-----|-------------|-------|
|                      |     | 調達要求番号      | 艦 修 8 |
| 品 名                  | 数 量 | 内 訳         |       |
| 機動船 14・16・17号年次検査・修理 | 1 式 | 船体部・機関部・電気部 |       |

### 1 総則

#### 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校で所有する機動船 14号、16号及び17号の年次検査・修理（以下、「本役務」という。）について適用する。

### 2 法令等

- (1) 港則法（法律第174号）
- (2) 海上交通安全法（法律第115号）
- (3) 海上衝突予防法（法律第62号）

### 3 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲において、本仕様書の一部をなすものであり、見積書又は入札書の提出時における最新版とする。

- (1) 防衛省規格（規定のないものは日本産業規格）
- (2) 船舶検査規則（防衛省訓令第60号）
- (3) 機動船 14号、16号及び17号取扱説明書

### 4 役務に関する要求

#### (1) 回 航

本船の回航は官側が実施するものとする。

ただし、契約相手方の造船所又は修理地への離着岸の際、官側は契約相手方の支援を受けるものとする。

#### (2) 保安等

ア 本役務の安全管理は、契約相手方の責任において措置するものとし、官側に故意又は重大な過失がない限り、発生した事故等について官側は一切その責任を負わないものとする。

イ 契約相手方は、機動船及び備品等に損傷を与えないように処置するとともに、必要に応じて[立入禁止]、[点検実施中]等の表示を行い、事故防止に万全を期するものとする。

なお、万一、機動船及び備品等に損傷を与えた場合は、現場を保持した上で、速やかに契約担当官等に届け出て指示を受けるものとし、無断で修復等を行ってはならない。

ウ 必要となる器材及び消耗品は契約相手方が準備するものとする。また、本役務により生じた交換部品等の廃材は契約担当官等の確認を得た後、発生材調書を添えて防衛大学校走水海上訓練場に集積するものとする。

### (3) 官給材料

- ア 官給材料は別に示す「官給材料明細表」のとおりとする。
- イ 官給材料の引渡し場所は官側が特に指示するもののほか、防衛大学校走水海上訓練場とする。

## 5 修理等

- (1) 修理内容及び準備品については別紙第1、別紙第2及び別紙第3のとおりとする。

### (2) 材料等

- ア 材料は、防衛省規格又は日本産業規格によるものとし、やむをえず両規格以外の材料を使用する場合は、事前に官側の承認を受けるものとする。
- イ 塗料は防衛省規格又は官側の指示によるものを使用する。
- ウ 修理地への回航及び船舶検査規則に基づく検査に必要な燃料、潤滑油等は、官側の負担とする。

- (3) 修理の際は、機動船14号、16号及び17号取扱説明書を確認すること。

## 6 検 査

- (1) 船舶検査規則（防衛省訓令第60号）及び本仕様書に基づき実施する。
- (2) 検査諸試験は、契約後速やかに検査行程表を提出する。各検査は検査の3日前までに契約担当官等に申請するものとし、官側立会いが定められているものは試験要領案を併せて提出する。

## 7 提 出

### (1) 写真又は画像資料

検査、計測及び修理の状況の記録を行う。

写 真：L版/ファイルA4版左綴りのものとする。

画像資料：A4版用紙に写真L版と同等の大きさを貼りつけるものとする。

### (2) 入渠記録一式

入渠記録用紙は官側が用意する。

### (3) 検査・修理報告書

本仕様書7(1)・(2)を合わせ修理報告書（検査成績表）とし、本役務終了後速やかに官側に2部を提出する。（A4版左綴）

## 8 その他

- (1) 本役務の開始および終了の時期を契約担当官等と協議の上、調整するものとし、契約相手方は調整済みの検査行程表を作成し官側に提出するものとする。
- (2) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定める役務を行っても本来の機能が復旧しなかった場合、契約相手方は不具合対策表（様式任意）を作成し、契約担当官等と協議するものとする。

## 機動船 1 4 号年次検査・修理要領書

## 船体部

## 1 検査修理

## (1) 上下架及び滞架修理

## ア 上下架

船体を安全に上架させ、修理終了後、下架させる。主要寸法、排水量、上下架回数、滞架期間及び船質は表 1 のとおりとする。

表 1

| 主要寸法<br>(m) | 長 さ     | 幅    | 深 さ    | 喫 水  |
|-------------|---------|------|--------|------|
|             | 9. 5    | 3. 1 | 1. 3 5 | 1. 7 |
| 排 水 量       | 3. 0 トン |      |        |      |
| 上下架回数       | 1 回     |      |        |      |
| 滞 架 期 間     | 中 3 日   |      |        |      |
| 船 質         | F R P   |      |        |      |

## イ 船底外板等

上架後、官側立会いのもと、船底外板（2 8 m<sup>2</sup>）、推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板の外観検査を行い、海洋生物等の付着状況を確認する。

## ウ 塗別帯の清掃研磨

(ア) 塗別線以下の船底外板（2 8 m<sup>2</sup>）のスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

(イ) 塗別線の間ミス洗いを行い、汚れ部分及び塗別線部（2. 1 m<sup>2</sup>）のコンパウンド掛け及び清掃研磨を行う。

(ウ) 推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板をスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

## エ 盤木移設等

適宜の時期に盤木を移設し、清掃、研磨及び船底塗装を行う。

## (2) 船底等の塗装

ア 喫水線下の船底外板全面（2 8 m<sup>2</sup>）及び舵板に船底塗料（ニューマリンゴールド DX プラス）を 2 回塗装する。官側立会いにより塗装前に船底確認を行い、塗装後に塗装確認を行う。

イ プロペラ、推進軸及びシャフトブラケットにプロペラ防汚塗料（ニューペラクリン PLUS）を塗布する。

## (3) 船体（構造物）

船体構造物汚れ部分の真水洗いを行う。

## (4) 保護亜鉛

推進軸の保護亜鉛を交換し、導通試験を行う。

## (5) 検 査

次に示す各部の目視検査を行う。

## ア リギン類

## イ バラストキールの締付状態

ウ マスト電食状況及び外観の状態

エ ラダーの状態

オ 各セールの状態

(6) 法定備品

ア レーダーリフレクターの目視検査を行う。

イ 沿海セットを交換する。

2 準備品

表2に示す物品等を準備し、検査・修理の際に交換及び使用する。別途、交換を要する物品等が発生した場合は官側に報告するものとする。

表2 準備品

| 項 目     | 品 名                                               | 番 号 等                                         | 数 量 |
|---------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 1(1)ウ・エ | コンパウンド等研磨用具                                       |                                               | 1 式 |
| 1(2)イ   | プロペラ防汚塗料                                          | 中国塗料<br>ニューペラクリン PLUS                         | 1 式 |
| 1(6)イ   | 沿海セット 小型<br>船舶用火せん<br>小型船舶用自己発煙筒<br>信号紅炎<br>発煙浮信号 | 91423～91424<br>12133<br>94324<br>46560 同等品も含む | 1 個 |

3 官給品

官給品を表3とする。

表3 官給品

| 項 目            | 品 名          | 番 号 等             | 数 量 |
|----------------|--------------|-------------------|-----|
| 1(1)エ<br>1(2)ア | 船底塗料 (4 kg缶) | ニューマリンゴールド DX プラス | 4 缶 |
| 1(4)           | 保護亜鉛         | φ 25              | 2 個 |

4 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

## 機関部

1 検査修理

(1) 主機各部の緩み等の確認を行う。

(2) 冷却水 (4. 1ℓ) の交換を行う。冷却水は不凍液 30 パーセント以上含有とする。

(3) 主機のエンジンオイルを交換する。

(4) エンジンオイルエレメントを交換する。

(5) 海水ポンプ用インペラを交換する。

## 2 準備品

表4に示す物品を準備し、検査・修理の際に交換及び使用する。別途、交換を要する物品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表4 準備品

| 項 目  | 品 名    | 番 号 等                  | 数 量  |
|------|--------|------------------------|------|
| 1(2) | クーラント液 | ヤンマーロイヤルフリーズ<br>同等品を含む | 1.3ℓ |

## 3 官給品

官給品を表5とする。

表5 官給品

| 項 目  | 品 名          | 番 号 等                       | 数 量 |
|------|--------------|-----------------------------|-----|
| 1(3) | エンジンオイル      | ヤンマー スーパーロイヤルオイル 15W-40(4ℓ) | 1 缶 |
| 1(4) | エンジンオイルエレメント | ヤンマー 119305-35170           | 1 個 |
| 1(5) | インペラ         | ヤンマー 128990-42200           | 1 個 |

## 4 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

# 電気部

## 1 検査修理

下記の各諸灯の点灯確認及び外観検査を実施する。

- (1) 停泊灯
- (2) マストトップ三色灯
- (3) バウ両色灯
- (4) スプレッダーライト
- (5) コンパスライト
- (6) キャビンライト
- (7) チャートライト

## 2 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

## 機動船16号年次検査・修理要領書

## 船体部

## 1 検査修理

## (1) 上下架及び滞架修理

## ア 上下架

船体を安全に上架させ、修理終了後、下架させる。主要寸法、排水量、上下架回数、滞架期間及び船質は表1のとおりとする。

表1

| 主要寸法<br>(m) | 長さ    | 幅   | 深さ   | 喫水  |
|-------------|-------|-----|------|-----|
|             | 9.5   | 3.1 | 1.35 | 1.7 |
| 排水量         | 3.0トン |     |      |     |
| 上下架回数       | 1回    |     |      |     |
| 滞架期間        | 中3日   |     |      |     |
| 船質          | F R P |     |      |     |

## イ 船底外板等

上架後、官側立会いのもと、船底外板（28㎡）、推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板の外観調査を行い、海洋生物等の付着状況を確認する。

## ウ 塗別帯の清掃研磨

(ア) 塗別線以下の船底外板（28㎡）のスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

(イ) 塗別線の真水洗いを行い、汚れ部分及び塗別線部（2.1㎡）のコンパウンド掛け及び清掃研磨を行う。

(ウ) 推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板をスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

## エ 盤木移設等

適宜の時期に盤木を移設し、清掃、研磨及び船底塗装を行う。

## (2) 船底等の塗装

ア 喫水線下の船底外板全面（28㎡）及び舵板に船底塗料（ニューマリンゴールドDXプラス）を2回塗装する。官側立会いにより塗装前に船底確認を行い、塗装後に塗装確認を行う。

イ プロペラ、推進軸及びシャフトブラケットにプロペラ防汚塗料（ニューペラクリンPLUS）を塗布する。

## (3) 船体（構造物）

船体構造物汚れ部分の真水洗いを行う。

## (4) 保護亜鉛

推進軸の保護亜鉛を交換し、導通試験を行う。

## (5) 検査

次に示す各部の目視検査を行う。

## ア リギン類

## イ バラストキールの締付状態

- ウ マスト電食状況
- エ ラダーの状態
- オ 各セールの状態

#### (6) 法定備品

レーダーリフレクターの目視検査を行う。

#### 2 一般修理

ブームカバーを交換する。

#### 3 準備品

表2に示す物品等を用意し、検査・修理の際に使用する。別途、交換を要する物品等が発生した場合は官側に報告するものとする。

表2 準備品

| 項 目     | 品 名         | 番 号 等                 | 数 量 |
|---------|-------------|-----------------------|-----|
| 1(1)ウ・エ | コンパウンド等研磨用具 |                       | 1式  |
| 1(2)イ   | プロペラ防汚塗料    | 中国塗料<br>ニューペラクリン PLUS | 1式  |
| 2       | ブームカバー      | 同等品も含む                | 1個  |

#### 4 官給品

官給品を表3とする。

表3 官給品

| 項 目            | 品 名          | 番 号 等             | 数 量 |
|----------------|--------------|-------------------|-----|
| 1(1)エ<br>1(2)ア | 船底塗料 (4kg 缶) | ニューマリンゴールド DX プラス | 4 缶 |
| 1(4)           | 保護亜鉛         | φ 25              | 2 個 |

#### 5 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

## 機関部

#### 1 検査修理

- (1) 主機各部の緩み等の確認を行う。
- (2) 冷却水 (4. 10) の交換を行う。冷却水は不凍液 30 パーセント以上含有とする。
- (3) 主機のエンジンオイルを交換する。
- (4) エンジンオイルエレメントを交換する。
- (5) 海水ポンプ用インペラを交換する。

## 2 準備品

表4に示す物品を準備し、検査・修理の際に交換及び使用する。別途、交換を要する物品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表4 準備品

| 項 目  | 品 名    | 番 号 等                  | 数 量  |
|------|--------|------------------------|------|
| 1(2) | クーラント液 | ヤンマーロイヤルフリーズ<br>同等品を含む | 1.3ℓ |

## 3 官給品

官給品を表5とする。

表5 官給品

| 項 目  | 品 名          | 番 号 等                       | 数 量 |
|------|--------------|-----------------------------|-----|
| 1(3) | エンジンオイル      | ヤンマー スーパーロイヤルオイル 15W-40(4ℓ) | 1 缶 |
| 1(4) | エンジンオイルエレメント | ヤンマー 119305-35170           | 1 個 |
| 1(5) | インペラ         | ヤンマー 128990-42200           | 1 個 |

## 4 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

# 電気部

## 1 検査修理

下記の各諸灯の点灯確認及び外観検査を実施する。

- (1) 停泊灯
- (2) マストトップ三色灯
- (3) バウ両色灯
- (4) スプレッダーライト
- (5) コンパスライト
- (6) キャビンライト
- (7) チャートライト

## 2 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

## 機動船 17 号年次検査・修理要領書

## 船体部

## 1 検査修理

## (1) 上下架及び滞架修理

## ア 上下架

船体を安全に上架させ、修理終了後、下架させる。主要寸法、排水量、上下回数、滞架期間及び船質は表 1 のとおりとする。

表 1

| 主要寸法<br>(m) | 長さ     | 幅   | 深さ   | 喫水  |
|-------------|--------|-----|------|-----|
|             | 9.5    | 3.1 | 1.35 | 1.7 |
| 排水量         | 3.0 トン |     |      |     |
| 上下架数        | 1 回    |     |      |     |
| 滞架期間        | 中 3 日  |     |      |     |
| 船 質         | F R P  |     |      |     |

## イ 船底外板等

上架後、官側立会いのもと、船底外板（28 m<sup>2</sup>）、推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板の外観検査を行い、海洋生物等の付着状況を確認する。

## ウ 塗別帯の清掃研磨

(ア) 塗別線以下の船底外板（28 m<sup>2</sup>）のスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

(イ) 塗別線の真水洗いを行い、汚れ部分及び塗別線部（2.1 m<sup>2</sup>）のコンパウンド掛け及び清掃研磨を行う。

(ウ) 推進軸、プロペラ、シャフトブラケット及び舵板をスクレープ、真水洗い及び研磨を実施する。

## エ 盤木移設等

適宜の時期に盤木を移設し、清掃、研磨及び船底塗装を行う。

## (2) 船底塗装

ア 喫水線下の船底外板全面（28 m<sup>2</sup>）及び舵板に船底塗料（ニューマリンゴールド DX プラス）を 2 回塗装する。官側立会いにより塗装前に船底確認を行い、塗装後に塗装確認を行う。

イ プロペラ、推進軸及びシャフトブラケットにプロペラ防汚塗料（ニューペラクリン PLUS）を塗布する。

## (3) 船体（構造物）

船体構造物汚れ部分の真水洗いを行う。

## (4) 保護亜鉛

推進軸の保護亜鉛を交換し、導通試験を行う。

## (5) 検 査

次に示す各部の目視検査を行う。

ア リギン類

イ バラストキールの締付状態

- ウ マスト電食状況
- エ ラダーの状態
- オ 各セールの状態
- (6) 法定備品
  - レーダーリフレクターの目視検査を行う。

## 2 一般修理

- (1) 右舷側アクリル窓を交換する。
- (2) 舵軸シール材を交換する。
- (3) メーターパネルのラッジを交換する。
- (4) ジェノアカー及びエンドストップジェノアシートリードを交換する。
- (5) メインシートトラックエンドを交換する。

## 3 準備品

表2に示す物品を準備し、検査・修理の際に交換及び使用する。別途、交換を要する物品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表2 準備品

| 項 目     | 品 名                   | 番 号 等                    | 数 量 |
|---------|-----------------------|--------------------------|-----|
| 1(1)ウ・エ | コンパウンド等研磨用具           |                          | 1 式 |
| 1(2)イ   | プロペラ防汚塗料              | 中国塗料<br>ニューペラクリン PLUS    | 1 式 |
| 2(1)    | アクリル板                 | 同等品も含む                   | 1 枚 |
| 2(2)    | シール材                  | リップシール 同等品も含む            | 1 個 |
| 2(3)    | ラッジ                   | 同等品も含む                   | 1 個 |
| 2(4)    | ジェノアカー                | LEW OCEAN SIZE1 29041600 | 1 個 |
|         | エンドストップジェノアシート<br>リード | LEW OCEAN SIZE1 29171037 | 1 個 |
| 2(5)    | メインシートトラックエンド         | LEW OCEAN SIZE1 29171030 | 1 個 |

## 4 官給品

官給品を表3とする。

表3 官給品

| 項 目            | 品 名          | 番 号 等             | 数 量 |
|----------------|--------------|-------------------|-----|
| 1(1)エ<br>1(2)ア | 船底塗料 (4kg 缶) | ニューマリンゴールド DX プラス | 4 缶 |
| 1(4)           | 保護亜鉛         | φ 25              | 2 個 |

## 5 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認行う。

## 機関部

### 1 検査修理

- (1) 主機各部の緩み等の確認を行う。
- (2) 冷却水（4. 1ℓ）の交換を行う。冷却水は不凍液30パーセント以上含有とする。
- (3) 主機のエンジンオイルを交換する。
- (4) エンジンオイルエレメントを交換する。
- (5) 海水ポンプ用インペラを交換する。

### 2 準備品

表4に示す物品を準備し、検査・修理の際に使用する。別途、交換を要する物品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表4 準備品

| 項 目  | 品 名    | 番 号 等                  | 数 量  |
|------|--------|------------------------|------|
| 1(2) | クーラント液 | ヤンマーロイヤルフリーズ<br>同等品を含む | 1.3ℓ |

### 3 官給品

官給品を表5とする。

表5 官給品

| 項 目  | 品 名          | 番 号 等                       | 数 量 |
|------|--------------|-----------------------------|-----|
| 1(3) | エンジンオイル      | ヤンマー スーパーロイヤルオイル 15W-40(4ℓ) | 1 缶 |
| 1(4) | エンジンオイルエレメント | ヤンマー 119305-35170           | 1 個 |
| 1(5) | インペラ         | ヤンマー 128990-42200           | 1 個 |

### 4 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

## 電気部

### 1 検査修理

下記の各諸灯の点灯確認及び外観検査を実施する。

- (1) 停泊灯
- (2) マストトップ三色灯
- (3) バウ両色灯
- (4) スプレッダーライト
- (5) コンパスライト
- (6) キャビンライト
- (7) チャートライト

## 2 一般修理

- (1) エンジンハーネス交換
- (2) マグネックリレー交換

## 3 準備品

表6に示す部品を準備し、検査・修理の際に交換する。別途、交換を要する部品が発生した場合は官側に報告するものとする。

表6 準備品

| 項 目  | 品 名                     | 番号等          | 数 量 |
|------|-------------------------|--------------|-----|
| 2(1) | エンジンハーネス                | 128990-77920 | 1 個 |
| 2(2) | マグネックリレー MS 5 C - 3 2 1 | 120270-77511 | 1 本 |

## 4 完成検査

各作業及び機器の搭載復旧後、官側立会いのもと復旧確認及び作動確認を行う。

官 給 材 料 明 細 表

|      |                     |
|------|---------------------|
| 工事番号 | 艦 修 8               |
| 船 名  | 機動船14・16・17号年次検査・修理 |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 供 用 官 | 担 当 官 |  |
|-------|-------|--|

| 番 号    | 品 名          | 番 号 等                        | 備 考 | 数 量 | 単 位 | 用 途 |
|--------|--------------|------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 機動船14号 |              |                              |     |     |     |     |
| 船体部    |              |                              |     |     |     |     |
| 1(1)エ  | 船底塗料         | ニューマリンゴールドDXプラス (4kg缶)       |     | 4   | 缶   |     |
| 1(2)ア  |              |                              |     |     |     |     |
| 1(4)   | 保護亜鉛         | φ25                          |     | 2   | 個   |     |
|        |              |                              |     |     |     |     |
| 機関部    |              |                              |     |     |     |     |
| 1(3)   | エンジンオイル      | ヤンマー スーパーロイヤルオイル 15w-40 (40) |     | 1   | 缶   |     |
| 1(4)   | エンジンオイルエレメント | 119305-35170                 |     | 1   | 個   |     |
| 1(5)   | インペラ         | 128990-42200                 |     | 1   | 個   |     |
|        |              |                              |     |     |     |     |
| 機動船16号 |              |                              |     |     |     |     |
| 船体部    |              |                              |     |     |     |     |
| 1(1)エ  | 船底塗料         | ニューマリンゴールドDXプラス (4kg缶)       |     | 4   | 缶   |     |
| 1(2)ア  |              |                              |     |     |     |     |
| 1(4)   | 保護亜鉛         | φ25                          |     | 2   | 個   |     |
|        |              |                              |     |     |     |     |
| 機関部    |              |                              |     |     |     |     |
| 1(3)   | エンジンオイル      | ヤンマー スーパーロイヤルオイル 15w-40 (40) |     | 1   | 缶   |     |
| 1(4)   | エンジンオイルエレメント | 119305-35170                 |     | 1   | 個   |     |
| 1(5)   | インペラ         | 128990-42200                 |     | 1   | 個   |     |
|        |              |                              |     |     |     |     |
|        |              |                              |     |     | 合計  |     |

